

今回の申請書内容に下記の変更等が発生した場合は届出が必要です。

	変更内容	提出書類		届出後に 検査を実施	書類の 提出方法
		様式	添付書類		
営業 所 関 係	1 所在地	変更届	案内図	有	受付窓口
	2 機械器具保管庫の所在地 (注1)	変更届	案内図	有	受付窓口
	3 機械器具保管庫の構造設備 (注1)	変更届	建物内の平面図及び機械器具の配置図	有	受付窓口
	4 検査室の所在地(含む移転)	変更届	建物内の平面図及び機械器具の配置図	有	受付窓口
	5 検査室の構造設備	変更届	建物内の平面図及び機械器具の配置図	有	受付窓口
	6 営業所の名称	変更届			受付窓口
	7 営業所責任者	変更届			または
	8 営業所の電話番号	変更届			郵送(注2)
申請者 関 係	1 法人の名称	変更届	登記簿謄本又は履歴事項全部証明書		受付窓口
	2 代表者	変更届	登記簿謄本又は履歴事項全部証明書		または
	3 所在地	変更届	登記簿謄本又は履歴事項全部証明書		郵送(注2)
	4 電話番号	変更届			
監 督 者 等 関 係	監督者等の選任/交代等				
	清掃作業監督者	変更届	資格を証する書類(原本確認後返却)		受付窓口
	空気環境測定実施者	変更届	資格を証する書類(原本確認後返却)		受付窓口
	空調用ダクト清掃作業監督者	変更届	資格を証する書類(原本確認後返却)		受付窓口
	水質検査実施者	変更届	資格を証する書類(原本確認後返却) 実務従事証明書		受付窓口
	貯水槽清掃作業監督者	変更届	資格を証する書類(原本確認後返却)		受付窓口
	排水管清掃作業監督者	変更届	資格を証する書類(原本確認後返却)		受付窓口
	ねずみ昆虫等防除作業監督者	変更届	資格を証する書類(原本確認後返却)		受付窓口
	統括管理者	変更届	資格を証する書類(原本確認後返却)		受付窓口
	空調給排水管理監督者	変更届	資格を証する書類(原本確認後返却)		受付窓口
再講習の修了証書取得した場合 * 今回の登録有効期間中に再講習を 受講し「修了証書」を取得した時	変更届	資格を証する書類(原本確認後返却)		受付窓口	
機械 器具 関 係	機械器具を変更した場合	変更届	機械器具の名称・形式・台数を明記のこと 但し、浮遊粉じん計を変更した場合は、粉 じん計較正票の写しを添付	登録基準に示す機 械器具の場合 有 電話等で連絡します	受付窓口 または 郵送(注2)
標準作業 マニュアル 関 係	「厚生労働省告示第117号」に示す項目に、申請 時と状況が変わるなどした場合(その都度届出) *(変更した都度に届け出ること)	変更届	標準作業マニュアル		受付窓口 または 郵送(注2)
廃止 関 係	事業登録を廃止する場合	廃止届	登録証明書(原本)		受付窓口または 郵送(注2)

* お問い合わせ先 東京都健康安全研究センター 広域監視部 建築物監視指導課 建築物衛生担当 直通 03(5937)1058
書類提出先 〒169-0073 新宿区百人町3-24-1 (健康安全研究センター 本館2階)

(注1) 機械器具保管庫は、次の3業種です。
・ 建築物飲料水貯水槽清掃業
・ 建築物排水管清掃業
・ 建築物ねずみ昆虫等防除業

(注2) 変更届や廃止届の提出にあたり、その届出書の写しに「受付印」の押印を必要とする場合は、その旨を書いたメモ、及び必要な届出書のコピーと返信用切手を貼った封筒の同封があれば返信します。
なお、同届出書に添付された書類については返しませんのでご了承願います。